



(職務)

- 第10条 会長は、この会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

役員の解任の規定が必要であれば定めます。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第12条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

総会で議決すべき規定を列記します。



3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

役員会を置く場合の定めです。

(役員会)

第14条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎事業年度終了後〇か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

年度ごとの事業報告と収支報告の定めです。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年〇月△日に始まり、翌年〇月△日に終わる。

(事務局)

第17条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

会則には規定していない事項に対する方法を定めています。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の〇分の△以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、〇〇年△△月□□日から施行する。

附則は、本則部分を補足するものです。

